

「ねじれ問題」アジェンダ・メモ：Executive Summary

一 会計監査人及び監査人の選任と報酬決定権限¹について議論されている選択肢²

1 A案（＝現状）＝業務執行者による決定＋監査役会の同意

(1) 会計監査人の選任＝株主総会（原案作成者は取締役会。委員会設置会社では監査委員会）

(2) 監査人の選任＝取締役会あるいは業務執行取締役

(3) 会計監査人の報酬決定＝取締役会あるいは業務執行取締役＋監査役会の同意

(4) 監査人の報酬決定＝取締役会あるいは業務執行取締役

注 会社法上の会計監査人の選任・報酬決定権限と、金商法上の監査人の選任・報酬決定権限とは、そろえることを前提に議論をする。

2 B案（修正案1）＝公認会計士協会等の案

(1) 会計監査人も監査人も株主総会が選任＋原案は監査役会が決定する。

注 現行の委員会設置会社と監査役会設置会社とを併せることとなる

(2) 会計監査人も監査人も、報酬決定は監査役会。

・ 監査報酬の決定は監査計画の内容と密接な関係に立っている。監査役会に会計監査人の報酬決定権を付与しても、業務執行に関する職務を行っているのではなく、監査職務の一環として必要な事項を所掌しているのではないか。

二 論点について

1 はじめに一制度を変更する際の通常的思考過程？

(1) 現状についてどういう問題点があるのか（“必要性”）

(2) (1)の問題点を解決するのに現行法制を B 案に改正することが（他の考えられる選択肢よりも）相当であるか（“相当性”）

2 現状にどういう問題点があるのか—公認会計士協会等からの指摘（資料4）

¹ 会社法上の会計監査人の選任・報酬決定権限と、金商法上の監査人の選任・報酬決定権限とは、そろえることを前提に議論をする（たとえば、監査人の報酬決定を監査役会に移す場合には会社法上の報酬決定権限も監査役会に移るとする）。

² 論理的には他の選択肢も考え得るが、現に議論されている選択肢について言及。

業務執行者がそもそも監査人の報酬を決定していることに利益相反がある。現状の利益相反状況はとにかく変更すべき。

- ・ 会計士は業務執行をしているわけでも業務執行に対してアドバイスをしているわけでもなく、対外的に財務諸表等の適正性を保証している。従って、会計監査報酬等を決めることが業務執行者でなければならないという理屈は必ずしも妥当しないのではないか。
- ・ 経理部門は、自社に必要な監査時間の確保という観点から報酬を決めているのではなく、同業他社との比較や企業全体の予算から、監査報酬を制限する傾向があるとの指摘がある。企業全体の予算は確かに重要だが（監査コストが企業収益をあまりに圧迫してよいわけでもない）、現状の実務では適正な監査を行うにあたって支障がある。

3 同意権なのか決定権（あるいは原案決定権）なのかでどう異なるか？

（あまり異ならないと考える立場） ①同意権でも監査役には相応の説明責任は法的にあり、きちんと運用すれば、2の問題点は解消するのではないか。②監査役に決定権を付与してきちんとした運用ができるのか。

（異なると考える立場）

- ・ 同意権の状況では、業務執行者が原案を作ることに変わりがないので、利益相反の状況はなくなっていない。
- ・ 同意権ではよほどの主張をしないと（業務執行側が作った）原案をなかなか変えられない（与党と野党の違い？）。
- ・ 監査役会が決定権を持つことで、経理部門の意見と会計士側の意見とを合理的に調整することが期待できる。連携を真に達成するためには、監査役会が決定権を持つことが現実問題として重要。
- ・ 監査報酬はその性格等に照らして、株主総会が事前乃至事後で決議するのではなく、監査役が決定するのが最もしっくりくる。

4 監査役の同意権を監査役の決定権（選任については原案決定権）に変更することで、会計不祥事が減るのか？

（慎重派） 契約自由の原則からすると、会計士側のほうが会社側よりも強いはずではないか³？監査難民を出すのもそういう企業が単に資本市場から退場すればよい。

（積極派） 現に会計監査人から降りた場合に、独占業務として断ってしまってもよいのか、どこかは引き受けないと監査難民を実際に出してよいのかという現実の悩みがある。監査役と会計士とが連携しないと業務執行サイドに対抗できない。この方策を行うだけで

³ 大手監査法人から中小に変わると、金融機関からの融資が止まる？

会計不祥事がなくなるという直接的な因果関係があるわけではないが、この点を直して
いって会計不祥事が起こる可能性を下げていく手当てがまずもって重要ではないか。

5 監査役会が原案作成決定権を持つために、監査役の現状について変えないといけない
点としてどういった事項があるか。

(1) 情報伝達体制、監査計画に対する関与

(2) 監査役としての専門性

6 今の日本の法制を変えないと、諸外国の諸制度に照らして、対外的に説明がつかない
状況か？

別表参照

以 上